

【代表的な研究テーマ】

□ 差別被害に対する地域福祉施設（隣保館）の役割

□ ハンセン病療養所の現状と地域社会との関係性

Keyword：共生、マイノリティ、ヘイトスピーチ、コミュニティ

研究の概要

□差別被害に対する地域福祉施設（隣保館）の役割

2016年12月、部落差別解消推進法が成立した。また、同年には、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法が成立・施行しており、これらを総称して「人権（解消）三法」などと言う。静岡県では被差別部落に関わる人権課題（「同和問題」とも言う）が存在しないという大きな誤解がある。歴史的に形成されてきた地域の中で地域福祉に取り組む「隣保館」と言われる施設があり、これらの施設を拠点に部落問題の困難性に関する調査・研究を行っている。また、全国の調査を行っている、地域間の比較研究を行っている。



□ハンセン病療養所の現状と地域社会との関係性

現在、国内には13か所の国立ハンセン病療養所があり、民間の1か所と合わせると14か所が存在する。そのうちの2か所が御殿場市に位置している。これまで県内の学生の関わりが薄く、学生たちとともに、「将来構想」の比較研究、全国の療養所の訪問調査、啓発・教育面での共同実践の可能性について研究を行っている。平均年齢が85歳以上であり、年々、入所者がなくなっている現在、「将来」ではなく「今」の整備についても調査研究を行っている。



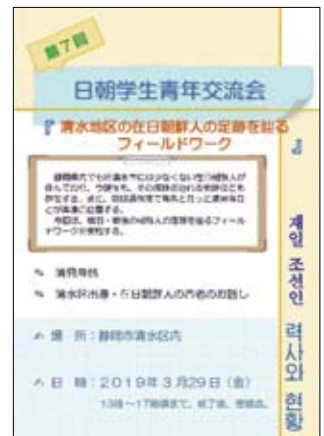
アピールポイント

□「当事者」（マイノリティ）とともに共生関係を構築すること

ヘイトスピーチやインターネット上での悪質な誹謗中傷など、差別被害の問題は、法制度に関する議論に集中しやすいが、問題は、被害からの回復である。実際に、法規制や裁判だけでは、被害からの回復は十分には達成されない。被害を受けた「当事者」とともに、失われた関係性や共生実践の蓄積を再開・発展させる取り組みを行っている。

特に、近年、日本社会から強い排除対象となっている在日朝鮮人、被差別部落の人々、障害者、セクシュアルマイノリティ、ホームレスなどに関わって、マイノリティの「特権」の相対化と地域社会における共生の困難と課題について探求している。

その際に大事にしているのは、私自身の研究活動だけではなく、学生たちに「当事者」と出会い、共生関係の構築の難しさと、それを乗り越える実践的提案を行うことを求めている点である。



山本 崇記
地域創造学環
(人文社会科学部)
准教授

■ 相談に応じられる関連分野

- ・部落問題（同和問題）
- ・地域共生（在日コリアン、LGBT、ハンセン病など）
- ・まちづくり及び地域福祉

■ その他の社会連携活動

- ・公益財団法人朝田教育財団評議委員
- ・人権擁護委員